

## 赤塚税務会計事務所通信

## 令和6年度税制改正大綱

～税制改正の内容は??～

新年あけましておめでとうございます。

皆様のご健勝と貴社の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

昨年は金利差による円安や物価高など、生活にお金がかかることを再認識させられる一年でしたね。

今年は、マイナス金利政策の見直しなど、経済において変革期を迎えそうです。

さて、令和6年度の税制改正大綱が令和5年12月22日に閣議決定されました。このうち注目度の高いものをいくつかピックアップしてご紹介します。

**所得税・個人住民税の定額減税**

令和6年分の所得税・令和6年度分の住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円の定額減税が実施されます。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限られます。

なお、具体的な減税措置の手続きは次の通りです。

給与所得にかかる所得税については、令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等につき源泉徴収されるべき所得税の額から1人あたり3万円の特別控除額を差し引きます。6月支給分で引ききれない場合は、翌月以降の源泉徴収所得税から差し引きます。また、最終的には年末調整の際に年税額特別控除額を差し引きます。

6月以降の源泉徴収事務及び、年末調整事務が複雑になりそうです。とくに扶養親族(16歳未満含む)の拾い忘れが起こらないよう注意しましょう。

個人住民税について特別徴収(給与から天引きして、会社でまとめて納税)している場合には、令和

6年6月に給与の支払いをする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払いをする際毎月徴収します。

つまり、市町村等で特別控除を差し引かれたあとの税額が通知され、その通知に基づいて11か月(通常は12か月)で徴収・納税することとなります。

おそらく、所得税3万円、住民税1万円の定額減税は、できるだけ早く、国民に届けたいという政府側の思いと、法律の改正が令和6年3月末頃になるため、手続き的なスケジュールを考慮した結果だと思われそうですが、給与事務としては、例年とは異なるイレギュラーなものになりますので、注意が必要になりそうです。

**住宅ローン控除**

住宅ローン控除については、子育て世代に対して令和6年分に限り住宅ローン控除の限度額が拡大されます。

裏面に続きます～

具体的には、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者(子育て特例対象個人)が、認定住宅等の取得をして令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合の借入限度額は次の通りとなります。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000 万円
ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円

### 事業承継税制の延長

事業承継税制とは、先代経営者から次期経営者が、会社の株式を贈与又は相続で取得した場合にその株式に対する贈与税・相続税が猶予(一定の要件を満たした場合には免除)される制度ですが、令和 6 年 3 月末が期限とされていた、特例承継計画の提出期限が 2 年延長されます。

### 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制については、大企業向けの制度、中小企業向けの制度共に見直しが行われます。ここでは、中小企業向けに改正点について触れてみ

たいと思います。

まず、法人の規模にかかわらず基本的な控除率が 15%から 10%に引き下げられます。また教育訓練費が一定額以上の場合の控除加算要件については要件の見直しが行われます。そして、これまで税額控除しきれなかった金額を繰り越すことはできなかったのですが、5 年間の繰り越し控除ができるようになります。ただし、繰越税額控除制度は、繰越控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用給与等支給額(前年度給与等)を超える場合に限り適用できることとなります。

### 扶養控除の見直し

児童手当の所得制限廃止に伴う扶養控除の見直しについては、来年度の税制改正で状況確認後に令和 8 年分以降の所得税と令和 9 年分以降の個人住民税について改正する方向となりました。

### まとめ

税制改正大綱の内容については、これから国会での審議を経て法制化されていきます。定額減税の具体的な手続きについては、今後変更の可能性もあるかもしれませんので、注視していきましょう。



**赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

**なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！**